

市場・取引所やそれを取り巻く環境の変化

国民の安定的な資産形成の重要性の高まり

情報技術の進展等の市場・取引所における環境変化

顧客本位の業務運営

金融商品の販売、助言、商品開発等を行う全ての金融事業者が、創意工夫を発揮し、顧客本位の良質な金融商品・サービスの提供を競い合い、より良い取組みを行う金融事業者が顧客から選択されていくメカニズムを実現するため、以下の取組みを行う。

① 当局による「顧客本位の業務運営に関する原則」の策定、金融事業者に対する受け入れの呼びかけ

プリンシプルベースの
アプローチ

【原則に盛り込むべき事項】

- I. 顧客本位の業務運営に係る方針の策定・公表等
- II. 顧客の最善の利益の追求
- III. 利益相反の適切な管理
- IV. 手数料等の明確化
- V. 重要な情報の分かりやすい提供
- VI. 顧客にふさわしいサービスの提供
- VII. 従業員に対する適切な動機づけの枠組み等

② 金融事業者による原則への取組方針や取組状況の策定・公表

顧客本位の業務運営の「見える化」

③ 顧客の主体的な行動による、②で示された情報等に基づく、より良い取組みを行う金融事業者の選択

④ 当局によるモニタリング

ベストプラクティス
を目指した対話

資産形成におけるETFの活用

少額でも分散投資が可能なETF(上場投資信託)が国民の安定的な資産形成により活用されるよう、市場の流動性向上や認知度の向上等の取組みを関係者に促す。

取引の高速化への対応

株式等の高速取引を行う投資家に対する登録制を導入し、必要な体制整備・リスク管理義務を課し、当局がその取引実態等を確認できる枠組みを整備する。

体制整備・リスク管理に係る措置

- 取引システムの適正な管理・運営
- 適切な業務運営体制の確保 等

当局への通知・情報提供に係る措置

- 高速取引を行うことの通知
- 取引戦略の届出
- 取引記録の作成・保存 等

取引所グループの業務範囲

システム開発業務等グループ内の共通・重複業務を取引所本体に集約可能にするとともに、FinTechの動き等を踏まえ取引所グループの業務範囲の考え方を柔軟化

市場間競争と取引所外の取引

取引所外取引の担い手であるPTS(私設取引システム)における信用取引について、過当投機防止を図る適切なスキームの構築等を前提に容認